



山形県公報

平成29年6月16日(金)
第2853号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……641

### 告 示

○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……642

### 公 告

- 平成29年度自衛官候補生等の募集……………(市 町 村 課) ……643
- 平成29年山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課) ……644
- 指定管理者の募集……………( 同 ) ……同
- 同……………(観光立県推進課) ……645
- 同……………( 同 ) ……647
- 同……………(都市計画課) ……648
- 同……………( 同 ) ……649
- 同……………(空港港湾課) ……650
- 同……………(教育委員会) ……651
- 同……………(企 業 局) ……652

## 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第31号

#### 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の2の2の見出しを「(親族里親名簿)」に改め、同条中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に、「同条第2項に規定する養育里親を除く」を「同条第3号に掲げる者に限る」に、「養子縁組希望里親等」を「親族里親」に、「養子縁組希望里親等名簿」を「親族里親名簿」に改め、同条第2号及び第3号中「職業」を「個人番号、職業」に改める。

第2条の3の見出し中「養子縁組希望里親等」を「親族里親」に改め、同条中「のいずれか」を「(同居人にあつては、同項第1号を除く。)のいずれか」に、「養子縁組希望里親等」を「親族里親」に改める。

第2条の4第1項中「養子縁組希望里親等」を「親族里親」に改め、同条第2項中「のいずれにも」を「(希望者の同居人にあつては、同項第1号を除く。)のいずれにも」に改める。

第2条の5の見出し中「養子縁組希望里親等」を「親族里親」に改め、同条第1項中「第2条の4」を「第2条の3」に、「養子縁組希望里親等名簿」を「親族里親名簿」に改める。

第2条の6第1項中「養子縁組希望里親等」を「親族里親」に改め、同項第3号中「法」を「本人又はその同居人が法」に改め、同条第2項中「養子縁組希望里親等」を「親族里親」に、「第2条の3各号」を「第2条の2の2各号」に改める。

第2条の7第1項各号列記以外の部分中「養子縁組希望里親等名簿」を「親族里親名簿」に改め、同項第1号中

「養子縁組希望里親等」を「親族里親」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第3号」に改め、同項第5号中「養子縁組希望里親等名簿」を「親族里親名簿」に改め、同条第2項中「養子縁組希望里親等名簿」を「親族里親名簿」に改める。

第2条の8及び第2条の9を削る。

第3条第1項第28号中「若しくは第2項」を「から第3項まで」に、「第2条の5第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

別表第2の備考第7項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別記様式第5の2（表）中「児童福祉法施行規則第36条の41第2項」を「第2項、第3項」に、「第2条の5第1項」を「第2条の4第1項」に、「・ 養子縁組を希望する里親」を「・ 養子縁組里親」に、

「□専門里親研修 年 月 日 修了・修了見込み」を  
「□専門里親研修 年 月 日 修了・修了見込み」に、  
□養子縁組里親研修 年 月 日 修了・修了見込み」

「1年以内の期間での児童の養育について 希望する ・ 希望しない を  
養子縁組を希望する里親の名簿への登録について 希望する ・ 希望しない」

「1年以内の期間での児童の養育について 希望する ・ 希望しない」に改め、同様式（裏）の注書第4項中「のいずれにも」を「（同居人にあつては、同項第1号を除く。）のいずれにも」に改め、同注書第5項中「養育里親を」を「養育里親又は養子縁組里親を」に、「を修了した」を「又は養子縁組里親研修を修了した」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第5号の2の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第454号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|   |          |   |              |   |   |
|---|----------|---|--------------|---|---|
| 〃 | 流通センター支店 | 〃 | 流通センター二丁目3番地 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 蔵王支店     | 〃 | 蔵王温泉903番地の2  | 〃 | 〃 |

を

|   |          |   |              |   |   |
|---|----------|---|--------------|---|---|
| 〃 | 流通センター支店 | 〃 | 流通センター二丁目3番地 | 〃 | 〃 |
|---|----------|---|--------------|---|---|

に、

|                    |               |   |      |
|--------------------|---------------|---|------|
| 株式会社きらやか銀行<br>本町支店 | 山形市旅籠町三丁目2番3号 | 〃 | 県庁支店 |
|--------------------|---------------|---|------|

を



|  |                                                |              |     |            |
|--|------------------------------------------------|--------------|-----|------------|
|  | 平成29年9月23日<br>（土）から同月26<br>日（火）までのう<br>ち指定する1日 | 口述試験<br>身体検査 | 東根市 | 陸上自衛隊神町駐屯地 |
|--|------------------------------------------------|--------------|-----|------------|

## 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

## 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

平成29年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日            | 時 間                 | 場 所     |
|-----|----------------|---------------------|---------|
| 筆記  | 平成29年10月21日（土） | 午前10時30分から午後4時30分まで | 別途指定する。 |
|     | 平成29年10月22日（日） | 午前10時から午後4時30分まで    |         |
| 実技  | 平成29年12月10日（日） | 別途指定する。             | 別途指定する。 |

## 2 受験手続

受験申請書を平成29年7月26日（水）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成29年7月26日（水）までの消印のあるものに限って受け付ける。）。

## 3 その他

- (1) 平成29年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、平成29年7月14日（金）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。
- イ 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法
- ロ 「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を封入して郵送する方法
- (2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120(4194)82）に問い合わせること。

山形県子ども館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県子ども館
- (2) 所在地 山形市七日町三丁目1番23号

## 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県子育て推進部子育て支援課子ども・子育て支援担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3073
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年7月18日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県こども館条例（平成4年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県国民宿舎竜山荘
- (2) 所在地 山形市蔵王温泉字川前938番の4

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
    - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
  - (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
  - (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
  - (10) 次のとおり開催する公募説明会・現地説明会のいずれかに参加していること。
    - イ 第1回公募説明会・現地説明会
      - (イ) 開催日時 平成29年6月28日（水）午後1時から
      - (ロ) 開催場所 山形県国民宿舎竜山荘（山形市蔵王温泉字川前938番の4）
    - ロ 第2回公募説明会・現地説明会
      - (イ) 開催日時 平成29年6月29日（木）午後1時から
      - (ロ) 開催場所 山形県国民宿舎竜山荘（山形市蔵王温泉字川前938番の4）
  - (11) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(10)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
    - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
    - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
  - (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部観光立県推進課企画調整担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3821  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成29年7月11日（火）から同月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年7月18日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県観光情報センター
- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル 低層棟1階

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部観光立県推進課観光振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2372

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年7月10日（月）から同月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年7月18日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

## 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県観光情報センター条例（平成12年10月県条例第73号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

弓張平公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 弓張平公園
- (2) 所在地 西村山郡西川町大字月山沢及び大字志津地内

## 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部西村山道路計画課都市整備担当 郵便番号991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 電話番号0237(86)8127

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年7月12日（水）から同月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク
- (2) 所在地 山形市みはらしの丘地内

#### 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
  - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 配布場所
    - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
    - ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8221なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成29年7月12日（水）から同月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

米沢ヘリポートの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 米沢ヘリポート
  - (2) 所在地 米沢市八幡原地内
- 2 指定の期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）
    - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
    - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
  - (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
  - (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法

人格の変更等により再度指定の受付が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

- (10) 消防法（昭和23年法律第186号）第13条第1項に規定するところにより危険物保安監督者（同項に規定する乙種危険物取扱者にあつては、同法別表第1に掲げる第4類の危険物について免状の交付を受けている者に限る。）を配置できること。
- (11) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(10)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 山形県土整備部空港港湾課空港担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年7月12日（水）から同月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年7月18日（火）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の受付等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、米沢ヘリポート条例（平成3年12月県条例第76号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の受付等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、米沢ヘリポート条例施行規則（平成4年3月県規則第31号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県神室少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月16日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県神室少年自然の家
- (2) 所在地 最上郡真室川町大字川の内字水上山3414番地の5

#### 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更などの再度指定手続に伴う指定の取消しを除く。
- (7) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (9) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (10) 本県施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が協定違反の事実を知ったときから、その後初めて募集する当該施設への応募でないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所  
山形県教育庁文化財・生涯学習課 生涯学習振興室 青少年教育施設担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3126  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年7月18日（火）午後5時15分まで必着とする。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年6月16日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県営駐車場
- (2) 所在地 山形市旅籠町三丁目5番10号

#### 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該

協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所  
山形県企業局総務企画課経営企画調整担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2237 ファクシミリ番号023(624)8737  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年6月16日（金）から同年7月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年7月18日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県営駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成29年6月16日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年6月16日発行 発行人 山形県